



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 県議会に関する事項

*和歌山県議会議事規則の一部を改正する規則

県議会に関する事項

和歌山県議会議事規則の一部を改正する規則（平成20年9月26日議決）をここに公布する。

平成20年9月26日

和歌山県議会議長 大 沢 広太郎

和歌山県議会議事規則の一部を改正する規則

和歌山県議会議事規則（昭和31年12月22日議決）の一部を次のように改正する。

第16章中第114条を第115条とし、同章を第17章とする。

第113条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第15章中同条を第114条とし、同章を第16章とする。

別表（第113条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	議会活動及び議会運営等の基本的事項に関する協議又は調整	全議員	議長
会派代表者会議	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	議長、副議長及び各会派から選出される議員	議長
議会改革検討委員会	議会改革に関する協議又は調整	議長、副議長、正副議会運営委員長及び各会派から選出される議員	座長
条例案検討会	政策条例案の作成のための協議又は調整	各会派から選出される議員	座長
図書委員会	図書の運営に関する協議又は調整	議会運営委員	委員長
議員初総会	議会活動及び議会運営等の基本的事項に関する協議又は調整	全議員	事務局長
世話人会	議会活動及び議会運営等に関する協議又は調整	議員初総会で選出される議員	座長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第113条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。